

吹田市環境の保全等に関する条例

工事を施工する際の住民への周知に関する手引き

令和5年（2023年）1月

吹田市 環境部 環境保全指導課

目 次

1	はじめに	3
2	住民説明	
	（1）説明範囲	4
	（2）説明方法	5
	（3）説明内容	6
3	標識の設置	
	（1）標識の設置期間	7
	（2）標識の設置場所	7
	（3）標識の内容	9
4	説明会実施結果の報告	
	（1）報告内容	10
	（2）報告書の提出	12
5	勧告・公表	13
6	その他	13

（参考）

参考1	標識の記入例	14
参考2	解体工事説明会等実施報告書の記入例	15
参考3	建設工事を始めるときに必要な手続きフロー図	16
参考4	特定建設作業実施届出書	17
参考5	石綿（アスベスト）の事前調査と飛散防止対策	19
参考6	工事に係る土壌汚染対策法の届出をお忘れなく！	22

1 はじめに

吹田市において、住民の安心の確保と住民・事業者間のトラブルの未然防止を目的として、吹田市環境の保全等に関する条例（以下「市条例」という。）を平成 29 年 9 月 1 日に改正し施行しました。

市条例では、特定建設作業^{※1}を伴う建設工事^{※2}（他の者から請け負ったものを除く。以下「特定工事」という。）の発注者及び請負契約によらないで自ら特定工事をする者（以下「発注者等」という。）に対して、住民説明の実施を義務付け、説明の範囲、方法及び内容について定めています。これに加え、特定工事のうち解体工事の発注者等に対して、標識の設置を義務付け、さらに、大規模な解体工事の発注者等に対して、説明会の開催及びその結果の市への報告を義務付けています。

本手引きは、市条例で定める周辺住民への説明義務の内容や、説明会の実施結果報告の仕方等を示しています。

特定工事の発注者等におかれましては、市条例の目的をご理解いただき、周辺住民に対して工事の内容を確実に周知していただきますようお願いいたします。

また、本手引きをもとに周辺住民への周知を行い、理解を得られるよう努めるとともに、周辺住民に配慮した工事計画となるよう努めてください。

なお、本手引きの内容で疑問が生じた場合は、市環境保全指導課にお問い合わせください。

吹田市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口
環境部 環境保全指導課
TEL：06-6384-1850（直通）
FAX：06-6368-7350
Email：seikatuk-souo@city.suita.osaka.jp

※1 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生するバックホウやさく岩機等を使用する作業のことを言います。

※2 建設工事には、解体工事が含まれています。

2 住民説明

特定工事の発注者等は、周辺住民に対して、事前（準備工を含む工事の着手前）に作業の内容や工程等を説明しなければなりません。説明の範囲、方法及び内容については、条例施行規則第3条第1項から第3項で定めています。

※ 住民とは、居住する者、その土地で事業を営む者又は公共施設を管理する者をいいます。

(1)説明範囲

説明範囲は、解体工事とそれ以外の特定工事で異なります。

- 解体工事の場合、以下のいずれか広い範囲になります。
 - ① 工事区域の境界線からの水平距離が、解体する建築物の高さに相当する距離の2倍の範囲
 - ② 工事区域の境界線からの水平距離が20メートルの範囲
- 解体工事以外の特定工事の場合、工事区域の境界線からの水平距離が20メートルの範囲になります。

説明範囲が敷地の一部にかかる場合、その敷地の住民に対して説明する必要があります。なお、この範囲より広い範囲の住民に説明することを妨げるものではありません。

説明範囲が吹田市域外にまたがる場合、該当する市の制度に従い、周辺住民（当該市内）に説明してください。ただし、当該市に住民説明の制度がない場合は、市条例に基づき住民にも説明するよう努めてください。

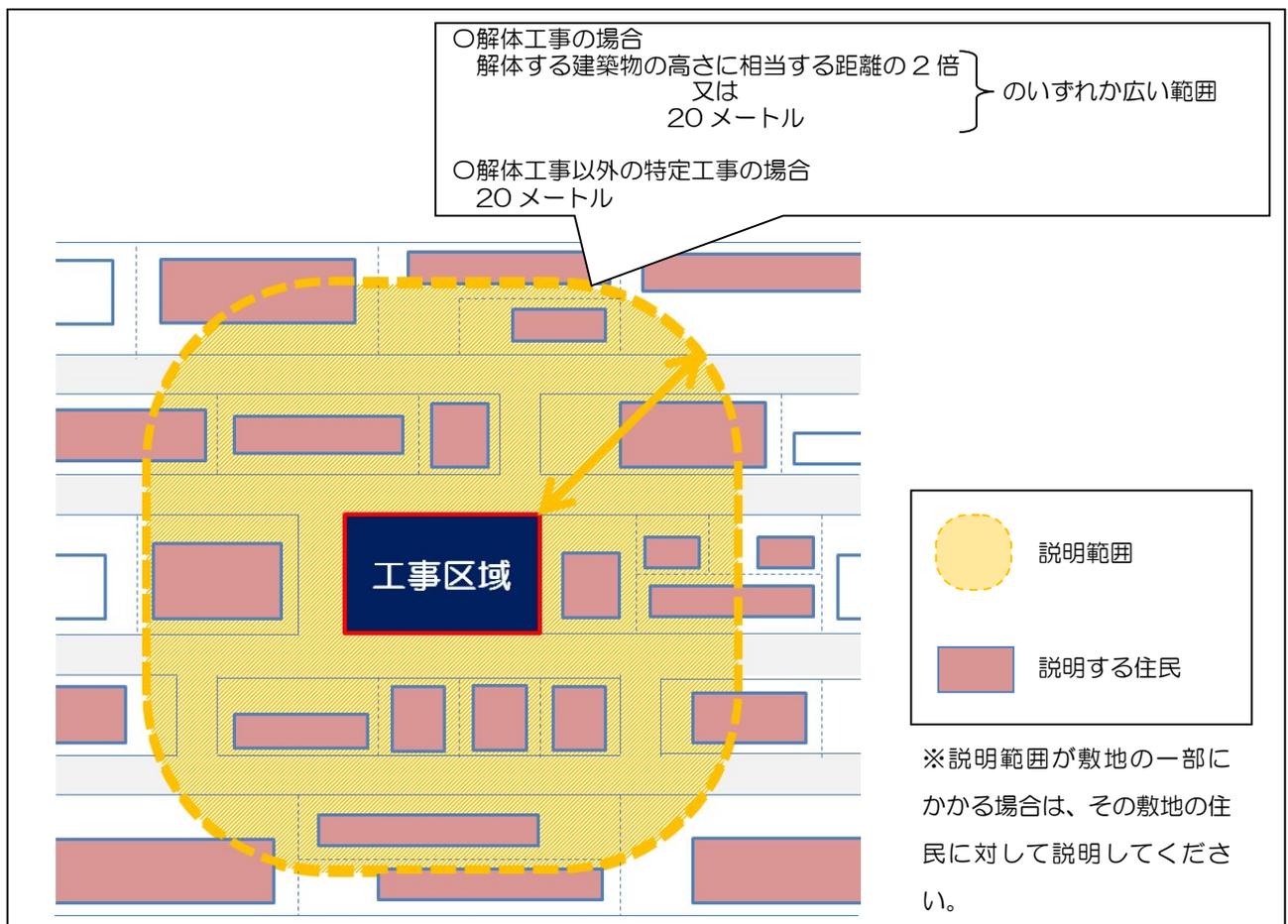


図1 説明範囲

(2)説明方法

説明会の開催又は戸別訪問による説明（以下「戸別説明」という。）が必要です。ただし、工事区域の面積が1,000平方メートル以上で高さが10メートルを超える建築物（以下「中高層建築物」という。）を解体する場合は、戸別説明ではなく、説明会の開催が必要です

説明は、周辺住民の視点に立って、わかりやすい言葉で、真摯に誠意を持って行ってください。

- 説明会を開催する際は、以下の点に注意してください。
 - 開催日時は、周辺住民が参加しやすいよう配慮してください。また、開催場所は、地元自治会の代表者に相談するなどして、周辺住民を十分収容できる広さがあり、参加しやすい場所を選定してください。
 - 説明会開催の案内は、十分な周知期間を設けたうえで、一軒ずつ案内資料を配付してください。案内資料には説明資料（後述（3）を参照）を添付してください。

- 事業者は一方的に説明するのではなく、周辺住民と意見を交換し、可能な限り意見を取り入れるよう努めてください。意見を取り入れることが難しい場合はその理由を丁寧に説明し、工事について理解を得るよう努めてください。
 - 説明会に出席できなかった周辺住民から説明を求められた場合、別途戸別説明する等、配慮してください。
 - 共同住宅等への説明会を開催する場合、案内方法は、管理組合や管理会社等に相談してください。
 - 説明会の開催回数は定めていませんが、周辺住民が工事の内容等について十分理解できるよう配慮してください。
- 戸別説明を行う際は、以下の点に注意してください。
- 原則として各戸を訪問し説明を行ってください。ただし、日中留守など、やむを得ない場合は、説明資料の配付をもって戸別説明とすることも可能です。ただし、この場合、最初の訪問時に説明資料と併せて連絡先を記載した書面を投函したり、複数回訪問するなど、丁寧な対応をお願いします。
 - 共同住宅等の住民への戸別説明は、管理組合や管理会社等に相談してください。

(3)説明内容

以下の内容について説明を行ってください。なお、説明資料の様式は条例で定めていません。

- 工事の名称及び実施場所
- 工事の発注者等及び受注者の氏名又は名称及び連絡先
- 工事の現場責任者の氏名及び連絡先
- 工事の作業内容
- 特定建設作業の工程を明示した工事の工程
- 工事の開始時刻及び終了時刻
- 騒音、振動、粉じん等の発生を防止する方法
- 工事関連車両の運行経路
- その他必要な事項

「特定建設作業の工程を明示した工事の工程」と「工事の開始時刻及び終了時刻」は、工事全体を説明するとともに、その中で特定建設作業を行う期間と時間帯も説明してください。

「騒音、振動、粉じん等の発生を防止する方法」は、防音シートの設置箇所や散水方法等、具体的に説明してください。

「その他必要な事項」は、例えば、工事関連車両の一日当たりの台数、石綿含有建築材料の使用の有無等です。

なお、工事に関するその他の情報について説明することを妨げるものではありません。

説明内容に変更があった場合、速やかに周辺住民に周知してください。

3 標識の設置

解体工事の発注者等は、事前に工事の概要を表示した標識を設置しなければなりません。標識の設置期間及び標識の内容については、条例施行規則第3条第4項及び第5項で定めています。

(1)標識の設置期間

設置期間は、解体工事の規模によって異なります。

- 工事区域の面積が 1,000 平方メートル以上の中高層建築物を解体する場合は、工事開始の少なくとも 30 日前から工事の完了日までです。
- これ以外の解体工事の場合は、工事開始の少なくとも 7 日前から工事の完了日までです。

(2)標識の設置場所

標識は、工事区域の外部から見やすい場所に設置してください。設置数は定めていませんが、周辺住民に十分周知できるように配慮するとともに、吹田市開発事業の手續等に関する条例（愛称：好いたすまいる条例）に基づく標識や中高層建築物の建築計画の標識（【参考】を参照）の設置数に可能な限り合わせるよう努めてください。また、標識は風雨等で容易に破損や倒壊しないように設置するとともに、記載事項の表示が設置期間中に不鮮明にならないよう維持管理してください。

【参考】

■ 吹田市開発事業の手続等に関する条例（抜粋）

第13条 大規模開発事業者は、構想届出書の提出をしたときは、規則で定めるところにより、当該提出の日の翌日から起算して5日以内に大規模開発事業の区域の外部から見やすい場所に当該構想届出書の内容を表示した標識（以下単に「標識」という。）を設置しなければならない。

■ 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則（抜粋）

第5条 条例第13条第1項の規定による標識（以下単に「標識」という。）の設置は、様式第1号により行うものとする。

2 標識は、次の各号に掲げる事業区域の面積に応じ、当該各号に定める数以上設置しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、設置する標識の数を指定することができる。

- (1) 3,000平方メートル未満 1基
- (2) 3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 2基
- (3) 10,000平方メートル以上 3基

(3)標識の内容

標識の内容は、以下のとおりです。記入例（14 ページ）を参考に、記入漏れがないようにしてください。

- 工事の名称及び場所
- 工事の発注者等及び受注者の住所、氏名又は名称及び連絡先
- 工事の予定期間
- 工事に関する問い合わせ先

※ 標識の様式は、条例施行規則で定めています（様式第1号）。標識の大きさは、日本産業規格 A3（縦 297mm×横 420mm）以上です。

※ 工事期間等に変更があった場合は、標識の書換えを行うとともに、速やかに周辺住民に変更内容を周知してください。

標識の様式は、市環境保全指導課のホームページでダウンロードすることができます。

市環境保全指導課ホームページ（様式ダウンロード）

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018466/1003071.html>

解体工事のお知らせ	
解体工事の名称	(所在地：吹田市)
解体工事の発注者	住所：
	氏名：
	連絡先：
解体工事の受注者	住所：
	氏名：
	連絡先：
解体工事の予定期間	年 月 日から
	年 月 日まで
備 考	この解体工事に関してのお問合せ先
・この標識は、吹田市環境の保全等に関する条例第5条第2項の規定により設置したものです。	

備考

- 1 標識の大きさは、日本産業規格A3以上とすること。
- 2 標識は白地とし、文字は黒色とすること。

図2 標識の様式

4 説明会実施結果の報告

工事区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の解体工事の発注者等は、説明会開催後、速やかにその実施結果を市に報告しなければなりません。また、これ以外の解体工事の発注者等も、説明会開催後は、速やかに住民説明の内容を市に報告するよう努めてください。なお、解体工事以外の特定工事の場合は、市への報告の義務はありませんが、住民説明を確実に行ってください。

(1) 報告内容

報告の内容は、以下のとおりです。記入例（15ページ）を参考にして、記入漏れがないようにしてください。報告書の様式は、市条例に基づく届出書の様式に関する要領で定めています（別記様式第1号）。報告書の様式は、市環境保全指導課のホームページでダウンロードすることができます。

- 工事の名称及び場所
- 説明会の開催年月日及び開催場所
- 説明者側の出席者名
- 住民の出席者数
- 説明範囲

- 説明内容
- 標識の設置年月日及び設置場所

市環境保全指導課ホームページ（様式ダウンロード）

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018466/1003071.html>

別記様式第1号		年 月 日	
解体工事説明会等実施報告書			
吹田市長宛			
		住 所	
届出者		氏 名	
		電話番号	
		〔 法人にあつては、名称、代表者 氏名及び主たる事務所の所在地 〕	
吹田市環境の保全等に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
解体工事	名 称		
	実施場所	吹田市	
説明会の 開催状況	開催年月日	年 月 日	
	開催場所		
	説明者側の 出席者名		
	住民の出席者数	人	
	説明範囲		
	説明内容		
	備 考		
標 識	設置年月日	年 月 日	
	設置場所		
添付書類	1 付近見取図 3 住民の出席者一覧表 5 議事録 7 標識の設置場所の遠景及び近景の写真	2 説明範囲を記載した見取図 4 説明資料 6 標識の配置図	
※受理年月日	年 月 日	※受理番号	第 号

備考 ※印のある欄は記入しないでください。

図3 報告書の様式

- 「説明者側の出席者名」については、会社名、所属部署、氏名を明記してください。
- 「住民の出席者数」については、出席人数を記載し、出席者の氏名、住所等が記載された「出席者名簿」を添付してください。

- 「説明範囲」については、説明範囲を住宅地図等に図示した資料、説明会開催の案内を戸別に行ったことが分かる資料を添付してください。また、同一の図で標識の設置場所を図示してもかまいません。
 - 「標識」については、設置状況がわかる遠景と近景の写真を添付してください。
 - 「説明内容」については、説明会で使用した資料を添付してください。また、質疑応答等が記載された議事録も添付してください。
- これらの資料以外に、工事の場所がわかる付近見取図を添付してください。

表1 報告書添付書類一覧

	書類名
1	付近見取図
2	説明範囲図（標識設置図）（※）
3	出席者名簿
4	説明資料
5	議事録
6	標識の遠景・近景写真

（※）リストの作成・地図上の建物や敷地へのマーキング等により、説明範囲を明確に示してください。

（2）報告書の提出

報告書の提出は、説明会開催後、速やかにですが、解体工事の開始前までに提出するよう努めてください。

報告書は、担当者の確認後、受付となります。副本が必要な場合は、正副2部を提出してください。

<p><u>提出先</u> 市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口 環境部 環境保全指導課 FAX：06-6368-7350 Email：seikatuk-souo@city.suita.osaka.jp</p>

5 勧告・公表

解体工事の発注者等が住民説明、標識の設置又は説明会実施結果の報告を行わないときは、市がこれらの行為を行うよう勧告する場合があります。また、正当な理由がなく、勧告に従わないときは、市がその旨を公表する場合があります。

6 その他

工事の発注者と受注者は、騒音等で周辺の生活環境を損なわないように、機械や工法の選択等に配慮するとともに、周辺住民に事前に作業内容等を説明するよう努めてください。

参考1 標識の記入例

様式第1号 (第3条関係)

解体工事のお知らせ	
① 解体工事の名称	〇〇ビル解体工事 (所在地: 吹田市〇〇町1-2-3)
② 解体工事の発注者	住所: 吹田市△△町4-5-6
	氏名: △△株式会社 代表取締役社長 吹田一郎
	連絡先: 06-6384-〇〇〇〇
③ 解体工事の受注者	住所: 大阪市□□町7-8-9
	氏名: 株式会社□□ 代表取締役社長 大阪二郎
	連絡先: 06-xxxx-xxxx
④ 解体工事の予定期間	〇年〇月〇日から ×年×月×日まで
⑤ 備考	この解体工事に関してのお問合せ先 株式会社□□現場事務所 現場責任者 江坂五郎 TEL06-6384-xxxx 090-xxxx-xxxx
・この標識は、吹田市環境の保全等に関する条例第5条第2項の規定により設置したものです。	

備考
1 標識の大きさは、日本産業規格A3以上とすること。
2 標識は白地とし、文字は黒色とすること。

- ① 解体工事の名称及び住所をご記入ください。
- ② 解体工事の発注者の住所、氏名及び連絡先をご記入ください。
- ③ 解体工事の受注者の住所、氏名及び連絡先をご記入ください。
- ④ 解体工事の予定期間をご記入ください。
- ⑤ 現場責任者の連絡先を記入するほか、周辺住民に周知すべき事項をご記入ください。

- ※ 標識の大きさは、日本産業規格 A3(縦 297mm×横 420mm)以上です。
- ※ 工事期間等に変更があった場合は、標識の書換えを行うとともに、速やかに周辺住民に変更内容を周知してください。

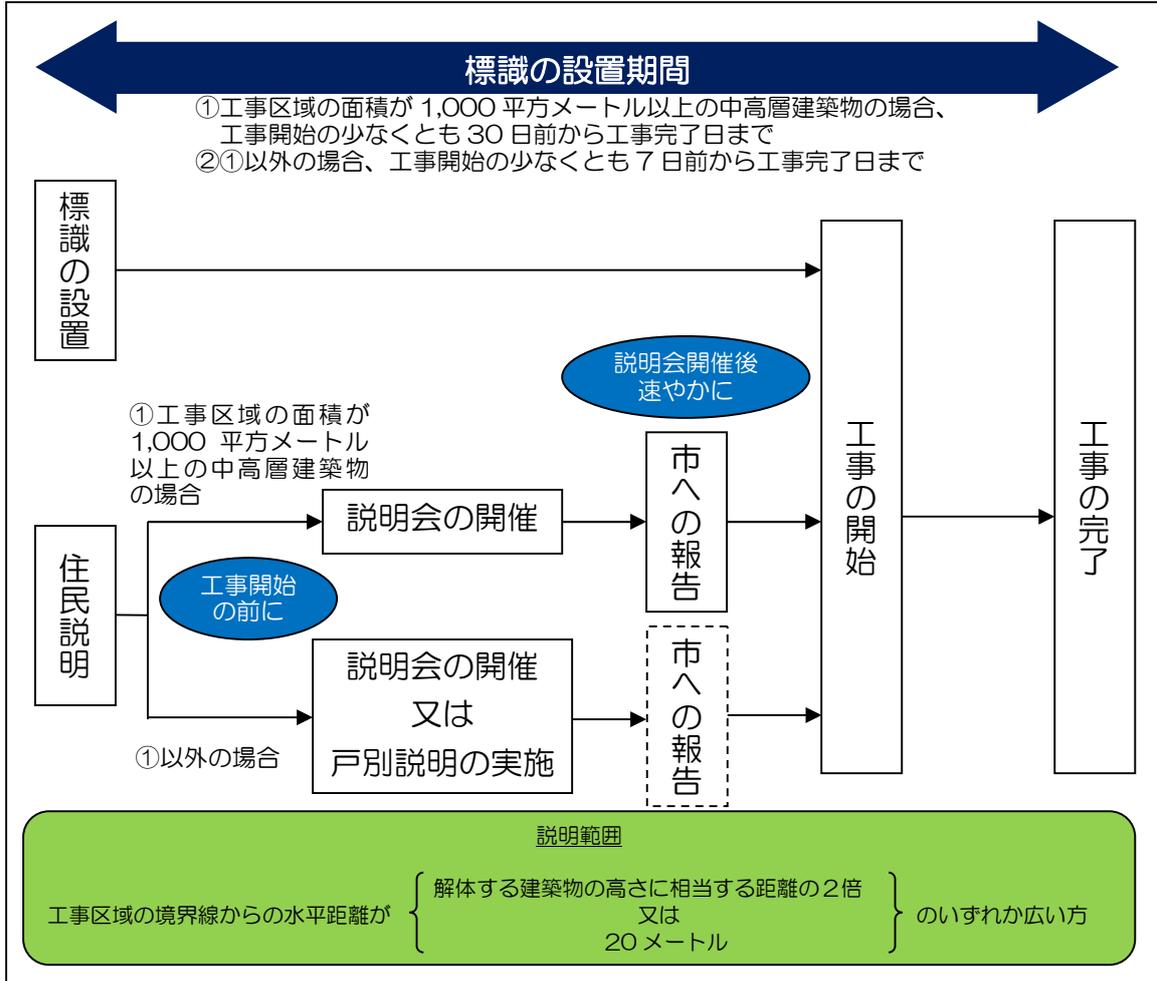
参考2 解体工事説明会等実施報告書の記入例

別記様式第1号	① ○年○月○日		
解体工事説明会等実施報告書			
吹田市長宛	②		
	住所 吹田市△△町4-5-6		
届出者	氏名 △△株式会社		
	代表取締役社長 吹田一郎		
	電話番号 06-6384-0000		
	〔法人にあつては、名称、代表者 氏名及び主たる事務所の所在地〕		
吹田市環境の保全等に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
③ 解体工事	名称	〇〇ビル解体工事	
	実施場所	吹田市〇〇町1-2-3	
④ 説明会の 開催状況	開催年月日	□年□月□日	
	開催場所	〇〇町公民館（吹田市〇〇町1-1-1）	
	説明者側の 出席者名	△△株式会社 設計部 吹田五郎	
	住民の出席者数	50人	
	説明範囲	別紙のとおり	
	説明内容	別紙のとおり	
	備考		
⑤ 標識	設置年月日	×年×月×日	
	設置場所	別紙のとおり	
添付書類	1 付近見取図	2 説明範囲を記載した見取図	
	3 住民の出席者一覧表	4 説明資料	
	5 議事録	6 標識の配置図	
	7 標識の設置場所の遠景及び近景の写真		
	※受理年月日	年 月 日	※受理番号
			第 号
	備考 ※印のある欄は記入しないでください。		

- ① 報告書を提出する年月日をご記入ください。
- ② 解体工事の発注者の住所、氏名及び電話番号をご記入ください。
- ③ 解体工事の名称及び住所（標識と同じもの）をご記入ください。
- ④ 説明会の開催年月日等をご記入ください。説明会を複数日開催した場合は、全ての年月日をご記入ください。開催場所は、住所も記入してください。説明者側の出席者名が枠内に記入しきれない場合は、別紙を作成してください。説明範囲及び説明内容については、別途資料を添付してください（12ページ参照）。
- ⑤ 標識の設置年月日をご記入ください。設置場所については、別途資料を添付してください（12ページ参照）。

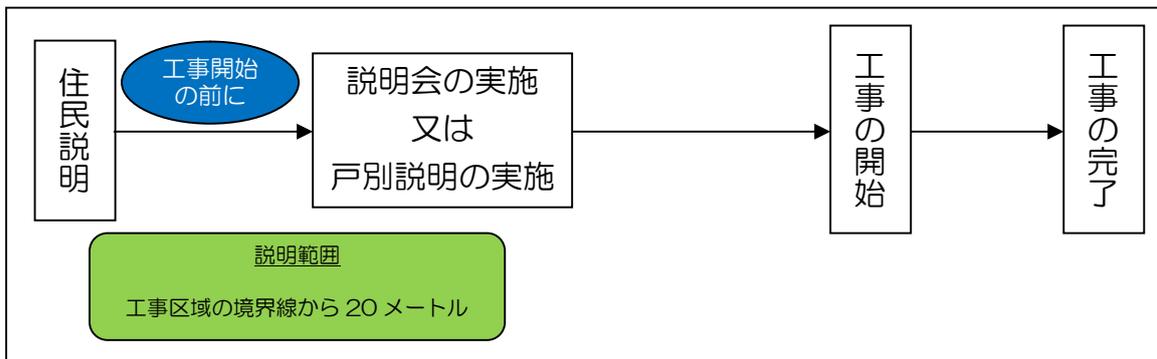
参考3 建設工事を始めるときに必要な手続きフロー図

解体工事を行う場合



※ [---] は、努力義務です。

解体工事以外の特定工事を行う場合



参考4 特定建設作業実施届出書

特定工事の施工者（受注者）は、騒音規制法・振動規制法第 14 条又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（「府条例」という）第 93 条に基づく特定建設作業実施届出書を特定建設作業の開始 7 日前（実質 8 日前）までに提出しなければなりません。

特定工事を発注する場合は、特定建設作業実施届出書の提出について受注者に確認し、受注者が未届での工事を行わないよう十分注意してください。

なお、届出することができる期間は 2 ヶ月以内です。特定工事の期間が 2 ヶ月を超える場合は、前回の届出期間の終了日の 7 日前までに、再度、届出期間を更新した（届出することができる期間は 2 ヶ月以内）届出書を提出する必要があります。

届出書の様式は、市環境保全指導課のホームページでダウンロードすることができます。

市環境保全指導課ホームページ（様式ダウンロード）

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018466/1003071.html>

提出先

市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口
環境部 環境保全指導課

表2 特定建設作業の種類

(騒音)

適用法令	特定建設作業の種類	
騒音規制法 又は 府条例	1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2	びょう打機を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業（注1）
	4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	6	バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
	7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
	8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
府条例	9	6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンパケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10	コンクリートカッターを使用する作業（注1）
	11	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(振動)

適用法令	特定建設作業の種類	
振動規制法 又は 府条例	1	くい打機（もんけん及びびょう打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破砕機を使用する作業（注1）
	4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注1）
府条例	5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業

(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものを使用する場合は9に該当し、府条例での届出を行うことになりません。）

参考5 石綿(アスベスト)の事前調査と飛散防止対策

石綿(アスベスト)を含有する建築材料が使用されている建築物や工作物(以下「建築物等」という。)を解体、改造又は補修する作業を行う際は、大気汚染防止法(「法」という)及び府条例に基づく以下の規定を遵守してください。

(1) 事前調査

建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、法第 18 条の 15 及び府条例第 40 条の 3 に基づき、受注者又は自主施工者が①目視及び設計図書②建材中の石綿含有率の分析のいずれかの方法によって、あらかじめ当該建築物等に係る特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材)の使用の有無等について調査する必要があります。目視及び設計図書等による調査で石綿の使用の有無が確認できない場合は、建材中の石綿含有率の分析を行うか、石綿があるものとみなして作業を行ってください。

(2) 事前調査書面の作成及び事前調査結果の説明

受注者又は自主施工者は、法第 18 条の 15 及び府条例第 40 条の 3 に基づき、事前調査の終了後、その結果を記載した事前調査書面を作成する必要があります。また、受注者は発注者に対し、事前調査書面を交付して、事前調査結果の説明を行う義務があります。加えて、発注者又は自主施工者は事前調査書面を、受注者はその写しを3年間保存する義務があります。その他に、受注者又は自主施工者は、周辺住民への情報提供のため、工事の終了まで事前調査書面の写しを現場で閲覧に供する義務があります。

(3) 事前調査結果の掲示

受注者又は自主施工者は、法第 18 条の 15 に基づき、事前調査結果を工事の開始までに、周辺住民の見やすい箇所に掲示する必要があります。掲示内容については図 4 の掲示例を参考にしてください。

石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××-××××××-××××
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイトル 10%)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

40cm
以上

60cm 以上

図4 事前調査結果揭示例

(4) 特定粉じん排出等作業実施届出書

法第18条の17又は府条例第40条の7で定める特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、発注者又は自主施工者は作業の開始の日の14日前までに、法又は府条例に基づく届出をする必要があります(石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については、使用面積が1,000平方メートル未満の場合は除く)。

(5) 作業基準と敷地境界基準について

上記の建設工事を施工する場合、法第18条の14又は府条例第40条の5で定める作業基準や府条例第40条の6で定める工事施工境界基準(10本/リットル)を遵守してください。府条例に基づく届出が不要な場合であっても、作業基準及び工事施工境界基準の遵守義務があります。

届出書の様式は、市環境保全指導課のホームページでダウンロードすることができます。

市環境保全指導課ホームページ（様式ダウンロード）

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018466/1003072.html>

提出先

市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口
環境部 環境保全指導課

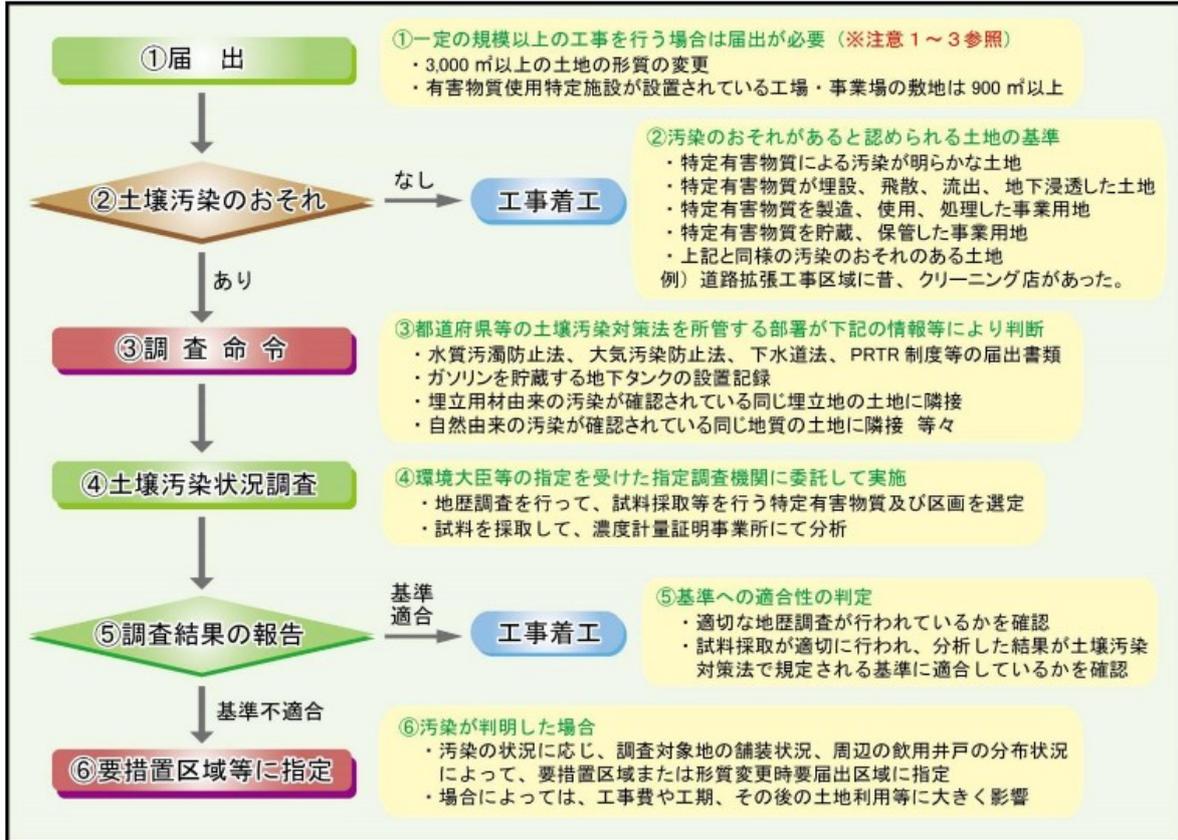
工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000㎡（又は900㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の30日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

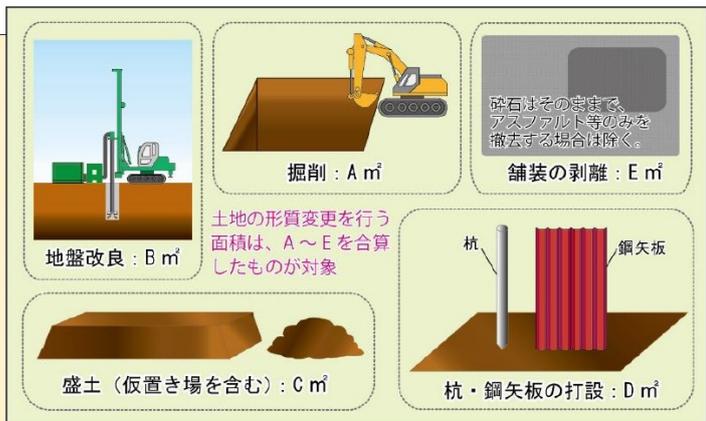
<法第4条第1項の手続の流れ>



注意1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壤の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

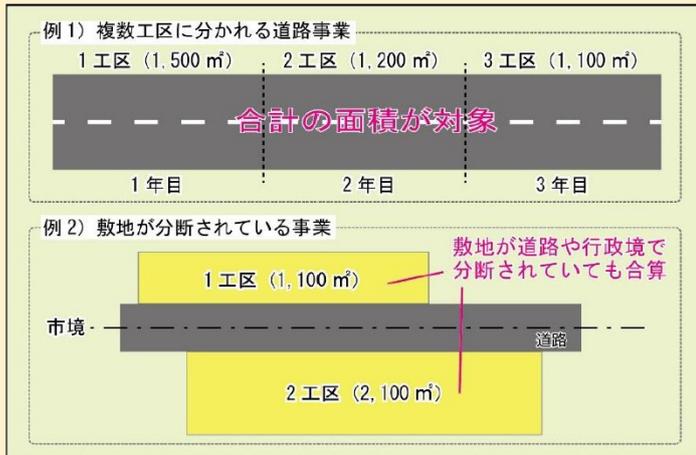
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2 : 一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3 : 対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続きのチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続きリストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続きを契機に職員間で注意喚起



<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

環境省水・大気環境局土壌環境課



発 行

市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口

環境部 環境保全指導課

TEL : 06-6384-1850 (直通)

FAX : 06-6368-7350

Email : seikatuk-souo@city.suita.osaka.jp